新　旧　対　照　表

【　森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領　】

改　正　後	現　行	備　考
森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（令和８年11月）	森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領（令和７年９月）	
１．主旨 この要領は、森林整備保全事業のＩＣＴ活用工事を実施するにあたり必要な事項を定める。	１．主旨 この要領は、森林整備保全事業のＩＣＴ活用工事を実施するにあたり必要な事項を定める。	
２．ＩＣＴ活用工事の概要 ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの各段階（以下①～⑤）のうち、全てもしくは一部においてＩＣＴ施工技術を活用する工事である。 ① ～⑤ 【省略】 ただし、②④⑤を必須とし実施することとする。 ※ＩＣＴの活用区分については《表－１　ＩＣＴの活用区分について》を参照。 森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）は森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）の関連施工工種（同時施工のみ）として実施することとする。	２．ＩＣＴ活用工事の概要 ＩＣＴ活用工事とは、施工プロセスの各段階（以下①～⑤）のうち、全てもしくは一部においてＩＣＴ施工技術を活用する工事である。 ① ～⑤ 【省略】 ただし、②④⑤を必須とし実施することとする。 ※ＩＣＴの活用区分については《表－１　ＩＣＴの活用区分について》を参照。 森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）は森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）の関連施行工種（同時施行のみ）として実施することとする。	
３．対象工事 ＩＣＴ活用工事の対象工事は、森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）等を実施する工事で、森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）の実施を受注者が希望する工事とする。	３．対象工事 ＩＣＴ活用工事の対象工事は、森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（土工）【追加】を実施する工事で、森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）の実施を受注者が希望する工事とする。	
４．対象工種 ＩＣＴ活用工事の対象工種は、「森林整備保全事業工事工種体系」における次の種別（レベル３）とする。なお、従来工法において、農林水産部土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。 ・【省略】	４．対象工種 ＩＣＴ活用工事の対象工種は、「森林整備保全事業工事工種体系」における次の工種とする。なお、従来工法において、農林水産部土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外とする。 ・【省略】	
５．取組内容 ①３次元起工測量 受注者は、工事着手前の現場の現状を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には、下記１）～４）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、監督員との協議の上、以下の５）～７）の管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。 また、付帯構造物設置工の関連施工として実施するＩＣＴ活用工事（土工）等の起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとする。 １）～２）【省略】 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ５）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量 ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 【削除】 ②～④【省略】	５．取組内容 ①３次元起工測量 受注者は、起工測量において、３次元測量データを取得するため、下記１）～８）から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量に当たっては、現場条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択しても、ＩＣＴ活用工事とする。 また、付帯構造物設置工の関連施工として【追加】ＩＣＴ活用工事（土工）等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとする。 １）～２）【省略】 ３）ＴＳ等光波方式を用いた起工測量 ４）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ５）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた起工測量 ６）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ７）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 ８）その他の３次元計測技術を用いた起工測量 ②～④【省略】	

新　旧　対　照　表

【　森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領　】

改　正　後	現　行	備　考
＜出来形管理＞ 下記１）～９）の技術から選択（複数選択可）して、出来形管理を行うものとする。 なお、使用する技術については、最新の３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）を参照し、適用工種に留意すること。 また、下記１）～４）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 １）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ２）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ３）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ４）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ５）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理技術 ６）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術 ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ８）モバイル端末を用いた出来形管理 ９）地上写真測量を用いた出来形管理 ＜出来形管理基準及び規格値＞ 出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。 ＜出来形管理帳票＞ 現行の出来形管理帳票、出来形整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤【省略】 ６．【省略】 ７．ＩＣＴ活用工事の導入における留意点 受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。 ７－１　施工管理、監督・検査の対応 発注者は、ＩＣＴ施工技術を実施するに当たって、【削除】「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」等（《表－２【関連要領等一覧】》）に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。 ７－２　設計データ等の貸与 発注者は、３次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータ、およびＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。 ７－３　工事費の積算 発注者は、発注に際して従来通り積算を行い、発注するものとする。ただし、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、ＩＣＴ活用工事を実施する	＜出来形管理＞ 下記１）～８）から選択（複数選択可）して、出来形管理を行うものとする。 【追加】 また、下記３）～６）の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。 １）ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理技術 ２）ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理技術 ３）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 ４）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ５）無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ６）地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 ７）ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理 ８）その他の３次元計測技術による出来形管理技術 【追加】 ＜出来形管理基準及び規格値＞ 出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。 ＜出来形管理帳票＞ 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の３次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の３次元データあるいは平面図を提出することとする。 ⑤【省略】 ６．【省略】 ７．ＩＣＴ活用工事の導入における留意点 受注者が円滑にＩＣＴ施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。 ７－１　施工管理、監督・検査の対応 発注者は、ＩＣＴ施工技術を実施するに当たって、林野庁が定める「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」等（《表－２　ＩＣＴ施工技術と適用工種（その２）》）に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、【追加】受注者に従来手法との二重管理を求めない。 ７－２　設計データ等の貸与 発注者は、ＩＣＴ活用工事に必要となる詳細設計において作成したＣＡＤデータ、およびＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。 ７－３　工事費の積算 発注者は、発注に際して従来通り積算を行い、発注するものとする。ただし、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ活用工事を実施する場合、ＩＣＴ活用工事を実施する	

新　旧　対　照　表

【　森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）実施要領　】

改正後

項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。なお、ＩＣＴ施工技術の活用について協議を行う際には、「２．①②④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

・森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）積算要領

受注者が、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を行った場合、発注者は、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更時に計上するものとする。

８．～１１．【省略】

附則

この要領は、令和４年 10 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和５年８月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和６年８月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和７年９月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和８年 11 月 15 日以降に決裁した工事から適用する。

《表－１　ＩＣＴの活用区分について》

【省略】

《表－２　ＩＣＴ施工技術と適用工種【削除】》

【省略】

【削除】

【関連要領等一覧】	①～④	【省略】
	⑤	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑥～⑧	【省略】

※各要領等については、国土交通省等において定めたものを準拠することとする。

現行

項目については、各段階を設計変更の対象とし、別紙１－③の「森林整備保全事業ＩＣＴ活用工事（付帯構造物設置工）積算要領」に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。【追加】

【追加】

受注者が、３次元起工測量及び３次元設計データ作成を行った場合、発注者は、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更時に計上するものとする。

８．～１１．【省略】

附則

この要領は、令和４年 10 月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和５年８月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和６年８月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

附則

この要領は、令和７年９月 15 日以降に作成する設計書から適用する。

【追加】

《表－１　ＩＣＴの活用区分について》

【省略】

《表－２　ＩＣＴ施工技術と適用工種（その１）》

【省略】

《表－２　ＩＣＴ施工技術と適用工種（その２）》

【関連要領等一覧】	①～④	【省略】
	⑤	無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑥～⑧	【省略】

【追加】

備考